

山県の水栓バルブ製造業市場開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に本店等を置く水栓バルブ製造関連事業者が新たな市場開拓に係る事業を実施することにより、水栓バルブ産業界が抱える海外における部品並びに製造品の材料などに対する厳しい環境規制及び国内における住宅設備機器業界の市場縮小問題に対応し、市内の水栓バルブ産業の持続的な地域経済活動の活性化を図るための事業に要する経費に対し、山県の水栓バルブ製造業市場開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山県市補助金等交付規則（平成15年山県市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 水栓バルブ関連の製造又は販売を行っていること。
- (2) 法人にあっては本店を、個人にあっては事務所を、市内に有していること。
- (3) 国税及び市税について未納（徴収猶予に係るものを除く。）徴収金がないこと。
- (4) 山県市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年山県市訓令甲第13号）第3条の規定に該当しないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象は、市が交付決定を受けた地方創生推進交付金（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）における地域経済牽引事業）の対象事業であって、水栓バルブ製造関連事業者が実施する新分野、新地域及び海外展開への新たな市場開拓に係る次に掲げる事業の経費とする。

- (1) 国内で行う展示会及び商談会の出展に係る経費（岐阜県及び愛知県で開催される新分野展開に係らない展示会及び商談会への出展は除く。）
- (2) 海外で行う展示会及び商談会の出展に係る経費
- (3) ウェブ上で行う展示会及び商談会の出展に係る経費

- (4) 事業者ホームページの作成及び更新に係る経費
- (5) 新商品開発に必要な認証の手續に係る経費
- (6) 海外展開又は環境規制（化学物質規制）対応に必要な認証の手續に係る経費

2 前項に掲げる補助対象となる事業経費について、次に該当する場合は補助対象としない。

- (1) 国、県等の補助金の交付を受けたもの
- (2) その他、市長が不相当と認めるもの
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表のとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除くものとする。

区分	補助対象経費	補助率	補助金の額
国内で行う展示会及び商談会の出展に係る経費	①出展小間料②小間装飾費	1 / 2	上限30万円
海外で行う展示会及び商談会の出展に係る経費	①出展小間料②小間装飾費	1 / 2	上限80万円
ウェブ上で行う展示会及び商談会の出展に係る経費	①出展参加料②コンテンツ作成費	1 / 2	1 外国語を主要な使用言語とする展示会及び商談会に出展する場合、上限80万円 2 日本語を主要な使用言語とする展示会及び商談会に出展する場合、上限30万円
事業者ホームページの作成及び更新に係る経費	①作成費②デザイン費③翻訳費	1 / 2	1 ホームページの作成及び更新により外国語に対応

			する場合、上限50万円 2 外国語に対応しない場合、上限30万円
新商品開発に必要な認証の 手続に係る経費	①製品検査費②工場監査費 ③その他登録諸経費	1 / 2	上限50万円
海外展開又は環境規制（ 化学物質規制）対応に必 要な認証の手続に係る経 費	①製品検査費②工場監査費 ③その他登録諸経費	1 / 2	上限100万円

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山県の水栓バルブ製造業市場開拓支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて事業を実施する年度の6月1日までに市長に提出するものとする。ただし、令和2年度の申請においては12月1日までに市長に提出するものとする。

- （1） 事業計画書（別紙1）
- （2） 国税及び市税の納税証明書の写し
- （3） 水栓バルブ製造関連事業者と判断できる書類
- （4） その他市長が必要と認める書類

2 申請者の同一年度における申請回数は、第3条第1項各号に掲げる事業経費において各1回限りとする。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、山県の水栓バルブ製造業市場開拓支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（計画変更等）

第7条 前条の規定による決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、事業内容の変更により補助金交付決定額について3割以上の増減が見込まれる場合又は事業の中止をする場合は、速やかに山県の水栓バルブ製造業市場開拓支

援事業補助金交付変更（中止）承認申請書（様式第3号）に次の書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 事業計画変更書（別紙2）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに申請内容を審査し、変更（中止）の可否を決定し、山県の水栓バルブ製造業市場開拓支援事業補助金交付変更決定（却下）通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（事業実績報告）

第8条 交付決定者は、事業完了後2週間以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに山県の水栓バルブ製造業市場開拓支援事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（補助金の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかに内容を審査し、補助金交付の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、山県の水栓バルブ製造業市場開拓支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、山県の水栓バルブ製造業市場開拓支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が規則又はこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。